

下水道等使用料改定のお知らせ

問 下水道課 訓 TEL(23)8712

下水道使用料、農業集落排水使用料(以下、「下水道等使用料」という。)を平成27年4月1日から次の料金表のとおり改定します。

今回の改定内容は、基本料金と超過料金の単価を引き上げ、消費税内税方式から外税方式への変更となります。

使用者の皆さまには大変ご負担をお掛けすることになりますが、今後もより一層の経費削減や経営の合理化など、経営改善に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

■改定後の下水道等使用料(料金表)

1ヶ月あたりの基本料金と超過料金の料金表です。今回の改定により、下表の改定後の欄の使用料単価となります。

なお、表内の金額は消費税および地方消費税を含んだ金額となります。

基本料金

汚水量	改定後	改定前
10m ³ まで	1,350円	1,100円

超過料金 (1m³あたり)

汚水量	改定後	改定前
10m ³ を超え 30m ³ まで	135円	110円
30m ³ を超え 50m ³ まで	145.8円	120円
50m ³ を超え 100m ³ まで	156.6円	130円
100m ³ を超えるもの	167.4円	140円

■使用料比較表

2ヶ月あたりの汚水量別使用料を改定前後で比較した表です。(消費税および地方消費税を含む)

汚水量 (m ³)	改定後使用料	改定前使用料	差 額
0から20まで	2,700円	2,200円	500円
25	3,375円	2,750円	625円
30	4,050円	3,300円	750円
40	5,400円	4,400円	1,000円
50	6,750円	5,500円	1,250円
60	8,100円	6,600円	1,500円
70	9,558円	7,800円	1,758円
80	11,016円	9,000円	2,016円
90	12,474円	10,200円	2,274円
100	13,932円	11,400円	2,532円
150	21,762円	17,900円	3,862円
200	29,592円	24,400円	5,192円

■使用料改定の時期

- 平成27年4月1日から改定後の使用料が適用となります。
- ただし、平成27年4月1日前から継続して下水道を接続している方は、4月・5月検針分については旧使用料が適用となる経過措置が設けられています。
汚水量の基となる上水道メーターの検針は、市全体を偶数月と奇数月に分けて2か月に一回行っていますので、それぞれの検針地区に応じて適用となる使用料は次のとおりです。

偶数月のお客さま

4月検針分は、経過措置により旧使用料が適用され、6月検針分以降から改定後の使用料が適用となります。

奇数月のお客さま

5月検針分は、経過措置により旧使用料が適用され、7月検針分以降から改定後の使用料が適用となります。

○月検針分とは、○月の前2ヶ月の水道使用量をいいます。通常は○月の初めに検針をしています。

(例)4月検針分とは、2月・3月使用分について4月初めに検針する分です。確定した使用料は4月中旬以降に納付書や口座振替によりお支払いいただきます。

■使用料改定の経緯

●下水道使用料の用途

皆さんから頂いた使用料は、主に汚水処理費に充てられています。汚水処理費には大きく分けて次の2つがあります。

1. 資本費(下水道を整備するために借り入れた市債の償還費用)

下水道の整備には多額の費用が必要です。整備のための費用は受益者負担金と国庫補助金に加えて、市債(借金)を資金としています。

この市債の償還(返済)に充てる費用を資本費といいます。

2. 維持管理費(汚水を処理したり、汚水管や処理場を維持管理するための費用)

下水道を24時間、365日安心して利用していただくためには下水道施設(下水道管や処理場など)を適切に管理していかななくてはなりません。また汚水をきれいな水に処理するための費用も必要です。

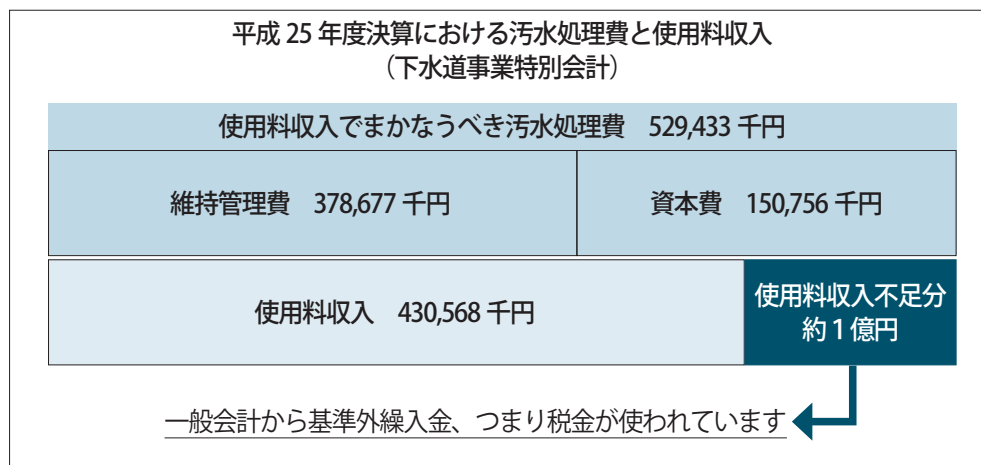
これらを維持管理費といいます。

●汚水処理費と使用料

大田原市下水道事業の平成 25 年度決算では使用料で賄うべき汚水処理費が約 5 億 3 千万円（うち資本費は約 1 億 5 千万円、維持管理費は約 3 億 8 千万円）、使用料収入が約 4 億 3 千万円となっています。

つまり、汚水処理費を使用料収入ですべて賄えていないことになります。

汚水処理費から使用料収入を差し引いた約 1 億円については、一般会計からの基準外繰入金、つまり税金によって補てんしている状況です。



●これまでの使用料改定

大田原市の下水道使用料は平成元年 4 月に改定、農業集落排水使用料については平成 5 年に下水道使用料を準用し同額として以来、現行の料金体系で事業を実施していました。（平成 17 年 10 月の市町村合併の際には旧黒羽町の料金を旧大田原市の料金に統一しました。）

また消費税については平成 9 年に 5%、平成 26 年に 8%と増税になりましたが、使用者の皆さまの負担増を考慮し使用料は内税として据え置きとなっていました。

●使用料改定の必要性

大田原市の下水道使用料は平成元年に改定して以来 26 年間、現行料金体系を維持してきました。しかし、下水道管や処理場などの下水道施設の老朽化に伴う修繕費の増加や流域下水道維持管理負担金が増加しており、本市では本来下水道等使用料で賄うべき汚水処理費が賄えず、その不足分については一般会計からの繰入金、つまり税金によって補てんしているのが現状になっています。

このことは、下水道使用者とそうでない方との間に不公平が生じ、また教育や福祉など一般会計によって実施する行政サービスに影響を与えていることとなります。こうした住民間の不公平を是正し、また下水道および農業集落事業の経営健全化を図るため、今回下水道等使用料を改定することとなりました。

■下水道使用料等審議会

本市では使用料の改定にあたり下水道使用料等審議会を開催し、使用料の適正価格について検討していただきました。

その結果、今後 4 年間に於いて一般会計からの基準外繰入金がほぼ無くなると見込まれる、下水道等使用料の平均約 22% 引き上げ改定が必要であると答申がなされました。さらに、答申の付帯意見として、

1. 景気の低迷が続く中での使用料改定は、使用者への負担増を求めるものであるため、今後も一層の経営改善に取り組み、下水道事業経営の健全化・効率化に努めること。
 2. 利用者負担の公平性を確保し、下水道事業経営の効率化が図れるよう、収納率の維持・向上に引き続き努めること。
- との意見をいただきました。

本市ではこの答申に基づき、平成 26 年 12 月市議会定例会に下水道及び農業集落排水使用料の関係条例の改正案を上程し、これら改正条例が議決されました。

■経費削減などの取り組み

本市ではこれまで次のとおり経費削減などに取り組んでまいりましたが、審議会の答申付帯意見を遵守し、今後より一層経費削減などに取り組んでまいります。

- ・市債の借入を極力減らしています。
- ・人員の適正な配置を行い人件費を減らしました。
- ・高い利率の市債からの借換を行い、利子を抑えました。
- ・使用料の収納率向上に取り組んでいます。